

自転車運転中の傘差し・携帯電話の使用等に罰則！

5万円以下の罰金

※平成23年10月1日から施行

県内では、近年交通事故が減少傾向にある中、平成22年中の自転車関係の交通事故は、21年に比べ19人増の296件（全事故の16.3%）発生し、割合は増加傾向にあります。

また、平成22年中の自転車乗用中の死者は4人で21年に比べ倍増しています。

<改正の内容>

①自転車運転中の傘差し
雨の日は雨具を着て運転しましょう。日傘も違反となります。



②自転車運転中の携帯電話の使用等
携帯電話を持って通話したり、画像を注視しながら運転してはいけません。



③有効な警音器を備えていない自転車の運転
有効な（音のよく鳴る）警音器を備えていない自転車を運転してはいけません。



これまでの
道路交通法の
違反と罰則は？

知っていますか？

建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々

が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共

済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめた

ときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

◆加入できる事業主：建設業

◆対象となる労働者：建設業

の現場で働く人

◆掛金：日額310円

◆とき 9月10日（土）
10時～16時

土地境界に関する 無料相談会

◆問合わせ先
鳥取県土地家屋調査士会事務局
0857-22-7038

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

◆加入できる事業主：建設業

◆対象となる労働者：建設業

の現場で働く人

◆掛金：日額310円

◆とき 9月10日（土）
10時～16時

◆内容 土地の境界、土地・

（2階研修室1）

◆問い合わせ先
鳥取県土地家屋調査士会事務局
0857-22-7038

遵守に向けて鳥取県道路
交通法施行細則が一部改
正されることとなりまし
た。